

## 品川区町会・自治会地域力連携促進補助金交付要綱

制定 令和6年 3月28日 要綱第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの活性化を促進するため、町会または自治会（以下「町会等」という。）が、他の町会等または地域で公益的な活動を行っている企業、NPO、マンション管理組合、大学、PTA、商店街および公益法人等の団体（以下「連携先」という。）と協働して実施する事業の経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金の交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる町会等は、次条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、町会等が、地域コミュニティを活性化させる目的を持って、連携先と協働して実施する事業とし、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町会等と協働する連携先が、次の各号に掲げる要件を1つでも満たす場合は、補助対象事業と認めないものとする。

- (1) 営利目的である。
- (2) 官公署（行政機関、警察、消防等）である。
- (3) 経費、場所、物品等を提供するのみである。
- (4) 補助対象事業の実施当日に従事者として参加しない。
- (5) 従事者の過半数が当該町会等の役員である。
- (6) その他、区長が適当でないと判断した場合。

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の2以内とし、町会等が1つの連携先と協働する場合は20万円、2以上の連携先と協働する場合は30万円を限度とする。ただし、補助対象事業に係る宿泊費、人件費、食糧費（事業において参加者に提供する食糧に係る経費は除く。）、連携先に支払う経費およびその他区長が適当でないと認

めた経費は、補助対象経費に含まないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会地域力連携促進補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の予算執行計画書
  - (2) 補助対象経費の見積書(写し)
  - (3) その他区長が必要と認める書類
- 2 複数の町会等が協働して補助対象事業を実施する場合には、1つの町会等(以下「受任町会等」という。)がその他の町会等(以下「委任町会等」という。)からの委任を受けて、前項に規定する交付申請に係る手続きを一括して行うことができる。この場合、受任町会等は、同項各号に定める書類に加えて、町会・自治会による地域力連携促進事業に係る合意書兼委任状(第2号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、原則として補助対象事業を開始する前に行わなければならない。
- 4 町会等が申請できる回数は、1年度1回を上限とし、第2項に規定する場合においては、受任町会等および委任町会等が申請を行ったものとみなす。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会地域力連携促進補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。ただし、前条第2項に規定する場合においては、受任町会等および委任町会等に対して通知を行うものとする。

- 2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

(請求書の提出)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会・自治会地域力連携促進補助金請求書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(承認事項)

第9条 補助金交付の決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第6条第2項に規定する場合、手続きを受任町会等が一括して行うことができる。

(完了届)

第10条 第7条に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、すみやかに完了届（第5号様式）に当該交付決定に係る事業の決算報告書および領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項第2項に規定する場合、手続きを受任町会等が一括して行うことができる。

（補助金額の確定）

第11条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および事業の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会地域力連携促進補助金確定通知書（第6号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。ただし、第6条第2項に規定する場合、受任町会等および委任町会等に対して通知する。

（決定の取消し）

第12条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（返還）

第13条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、第7条に規定する補助金交付の決定を受け、既に交付された補助金の額が、第11条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

（違約金）

第14条 町会等は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名  
代表者住所  
代表者氏名

### 町会・自治会地域力連携促進補助金交付申請書

品川区町会・自治会地域力連携促進補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。なお、当該事業について連携先も含め、当該補助金以外の補助金の交付を受けておりません。

記

事業名							
申請額		十	万	千	百	十	円
申請団体 および 連携先	団体名	申請額		役割			
	合計						
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
実施日	年 月 日から 年 月 日						

- 添付書類 1. 予算執行計画書 2. 見積書 (写)  
3. 他の町会等と協働する場合は合意書兼委任状 (第2号様式)

**町会・自治会による地域力連携促進事業に係る合意書兼委任状**

委任者および受任者は、品川区町会・自治会地域力連携促進補助金交付要綱に基づき、以下のとおり事業を協働で実施することおよび申請額内訳について合意します。併せて、委任者は受任者に対し、当該補助金交付申請に係る一切の手続を委任し、受任者はこれを承諾します。

委任者（連携先）

町会・自治会名	役割
代表者氏名	申請額 円
町会・自治会名	役割
代表者氏名	申請額 円
町会・自治会名	役割
代表者氏名	申請額 円
町会・自治会名	役割
代表者氏名	申請額 円
町会・自治会名	役割
代表者氏名	申請額 円

受任者（申請団体）

町会・自治会名	役割 当該補助金交付申請に係るその他一切の手続
代表者氏名	申請額 円

第3号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長

印

### 町会・自治会地域力連携促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった地域力連携促進補助金の交付について、品川区町会・自治会地域力連携促進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

事業名							
交付額		十	万	千	百	十	円
申請団体 および 連携先	団体名	交付額		役割			
	合計						
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
交付条件							
請求書 提出期限							

第4号様式（第8条関係）

### 町会・自治会地域力連携促進補助金請求書

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあった地域力連携促進補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名  
代表者住所  
代表者氏名

## 完了届

下記のとおり、地域力連携促進補助金対象事業が完了したので届け出します。  
記

事業名							
交付予定額		十	万	千	百	十	円
申請団体 および 連携先	団体名	交付予定額		役割			
		合計					
事業経費 (内 訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
実施日	年 月 日から 年 月 日						
添付書類	1. 決算報告書 2. 領収書 (写)						
要綱第11条による調査員氏名	地域センター						

第6号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



### 町会・自治会地域力連携促進補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された地域力連携促進補助金については、品川区町会・自治会地域力連携促進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金 額		十	万	千	百	十	円
交付済額							
差引金額							